

【EU】電子通信分野におけるプライバシーの保護に関する規則案

海外立法情報課 島村 智子

* 欧州委員会は、2017年1月10日、電子通信分野における通信データの保護や利用について定める規則案を公表した。従来の指令から適用対象を拡大するほか、EUの新たな個人情報保護の枠組みとの整合を図ることを目的としている。

1 背景と経緯

EUは、デジタル分野のサービスやコンテンツが域内において国境を越え自由に流通・展開される「デジタル単一市場 (Digital Single Market)」を構築することを政策目標としている。その達成に向けて、欧州委員会は2015年5月に「欧州デジタル単一市場戦略」(COM(2015)192final)を公表し、3つの柱とその下で取り組む16の施策を提示した。この中で、高度なデジタルネットワークやサービスにとって適正な条件を整備するという2つ目の柱において、電子通信サービスにおけるデータの保護を強化するため、2002年に制定された「eプライバシー指令」(Directive 2002/58/EC)の見直しを行う意向を示していた。現在のeプライバシー指令では、従来の電話回線やeメールの代わりとして近年使用が増加している、IP通話、インスタントメッセージ、ウェブメール等のオンラインサービスがその適用対象となっていないため、これらにおけるプライバシーの保護について規制対象に含めることが見直しの主な目的である。欧州委員会は、eプライバシー指令に関する評価・検討を経て2017年1月10日、「電子通信におけるプライバシーの尊重及び個人情報の保護に関する規則案」を公表した(注1)。今回の見直しに当たっては、EUにおける新たな個人情報保護の法的枠組みとして2016年5月に制定された「一般データ保護規則」(Regulation(EU)2016/679)との整合性を確保し、域内で同一レベルの保護を実現するため、各加盟国において実施のための国内立法等を要する「指令」から、加盟国に直接適用が可能な「規則」に変更されている。欧州委員会は、一般データ保護規則の適用が始まる2018年5月25日までにこの規則案を採択するよう、欧州議会とEU理事会に求めている。

2 規則案の主な内容

以下、今回の規則案の主な内容を紹介する。

(1) 通信データの保護

規則案は、電子通信データ(テキスト、音声、画像等の通信内容と、通信先、通信機器の使用場所、通信の日付・時間・種類等のメタデータ)は秘密とされ、規則案が定める場合を除いて、利用者本人以外の者が当該データについて傍受・監視や取扱いを行うことは禁止される旨定めている。従来の指令は、公衆通信回線による通信について、その秘密・保護を加盟国の国内法において確保するよう定めたものであったが、今回の規則案により、これまで対象となっていなかったインターネット上のサービスにも適用が拡大される。ただし、犯罪の捜査や防止を目的とした所管官庁による活動や、特定の利用者のみが使用す

る企業内ネットワークなどは規則案の適用の対象外となっている。

(2) 通信データの取扱い

(1) の禁止の例外として、電子通信ネットワーク及びサービスを提供する事業者は、データの送信や、ネットワークのセキュリティ確保などに必要な場合、電子通信データを取り扱うことができる。また、接続料の課金やサービスの不正使用の発見などのために確認が必要な場合は、メタデータを取り扱うことができる。いずれについても、これらの目的のために必要な期間に限り使用が認められることを定めている。さらに規則案は、電子通信データの保存・消去についても定め、事業者は、通信先が受信した後には通信内容を消去又は匿名化し、メタデータについても送信に必要がなくなった時点で消去又は匿名化しなければならない。

利用者に特定のサービスを提供する目的等のため、匿名化したメタデータでは目的が達成できずメタデータを取り扱う場合や、通信内容を取り扱う必要がある場合は、利用者本人からの同意を条件とする。また、利用者からの同意が得られれば、事業者は通信データを新たなサービスの提供に活用することができる。

(3) 端末上の情報へのアクセス

クッキー (Cookie) など、利用者の端末上の情報に基づき、利用者の識別やアクセス履歴の追跡を行う技術を使用する際には、事業者は利用者からの同意を必要としている。ただし、現在は同一のウェブサイトにおいて繰り返し同意を求められるなど、利用者にとって煩雑な規制となっていることから、規則案ではこれを簡素化し、プライバシーを侵害しないものについては同意を不要とする。例えば、ログイン情報や電子商取引におけるショッピングカートの履歴の保存、ウェブサイトの訪問数をカウントするためのクッキーについては、同意を必要としない。

(4) メール広告等からの保護

規則案は、e メールやショートメッセージサービス (SMS) を使用したメール広告や、電話による宣伝について、利用者からの事前の同意を要することを定めている。商品やサービスの販売時に顧客の連絡先情報を入手した者が、これらの連絡先に宛てて、類似の商品・サービスの宣伝等を行う場合にも、顧客本人が連絡先情報の使用を容易に拒絶できるようにしなければならないとしている。また、電話により宣伝を行う者は、発信元の電話番号を表示するか、宣伝であることを示す特定の局番を使用しなければならないことを定めている。

注 (インターネット情報は 2017 年 3 月 16 日現在である。)

(1) “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council concerning the respect for private life and the protection of personal data in electronic communications and repealing Directive 2002/58/EC (Regulation on Privacy and Electronic Communications),” COM(2017)10final, 2017.1.10. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52017PC0010>>

参考文献

• “Commission proposes high level of privacy rules for all electronic communications and updates data protection rules for EU institutions,” 2017.1.10. European Commission website <http://europa.eu/rapid/press-release_IP-17-16_en.htm>